

岩手県告示第169号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、大船渡市から送付のあった次の変更に係る都市計画の図書の写しを岩手県県土整備部都市計画課に備えておいて縦覧に供する。

平成31年3月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

都市計画の種類及び名称

- 1 種類 地域地区（準防火地域）
- 2 名称 大船渡都市計画準防火地域